省　令

○総務省令第百十七号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十五条の二の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十二条及び第十七条に規定する軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月十三日

総務大臣　藤井比早之

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十二条及び第十七条に規定する軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業を定める省令の一部を改正する省令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十二条及び第十七条に規定する軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業を定める省令（平成十九年総務省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十二条、第十七条及び第二十五条の二に規定する軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業及び鉄道事業再構築事業を定める省令 **第三条**　法第二十五条の二に規定する鉄道事業再構築事業で総務省令で定めるものは、国庫補助金の交付の対象となる鉄道事業再構築事業（事業構造の変更後に地方公共団体又は地方財政法第五条第五号に規定する公共的団体若しくは同号に規定する法人に帰属する鉄道施設又は車両に係る事業であって、同号に規定する経費に係る事業に限る。）とする。	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十二条及び第十七条に規定する軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業を定める省令 ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和八年十月十六日から施行し、令和八年度の地方債から適用する。

法規的告示

○金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第二号

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十七条の規定に基づき、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条の規定に基づき金融機関を定める件（令和七年厚生労働省、農林水産省、経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年十月十三日

金融庁長官　伊藤　豊
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　簗　和生
経済産業大臣　赤澤　亮正

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条に規定する行政庁が定める金融機関（以下「特定金融機関」という。）は、次に掲げるものとする。 ［一～九　略］ 十　三菱ＵＦＪエムット銀行株式会社 十一～二十一　［略］ ［号を削る。］	［同上］
	［一～九　同上］ ［号を加える。］ 十～二十　［同上］ 二十一　天草漁業協同組合

備考　表中の［　］の記載は注記である。

その他告示

○金融庁告示第七十四号

株式会社福井銀行が令和八年五月二日付けで株式会社福邦銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定により株式会社福井銀行に対する同法第五十二条の九第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

令和八年十月十三日

金融庁長官　伊藤　豊